

高柳賞規程

(平成25年4月1日制定)

第1条 高柳賞は、公益財団法人浜松電子工学奨励会定款第33条に基づき設置された委員会規則の定めるところによって顕彰する。

第2条 高柳賞は、電子科学に関し優れた研究業績がある個人又は団体に贈呈するものとする。

第3条 高柳賞の種類は次のとおりとする。

- 一 高柳記念賞
- 二 高柳研究奨励賞

第4条 高柳賞の受賞者は、研究機関の長又は浜松工業会会長から推薦された候補者について高柳賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考を経て理事長が決定する。

第5条 前条の選考委員会は、理事長から委嘱された理事及び学識経験者をもって組織する。

- 2 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 理事長は、選考委員会を招集する。

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 昭和59年6月8日制定の高柳賞規程は廃止する。
- 2 この規程は平成25年4月1日から施行する。

高柳賞規程実施事項

令和8年3月16日開催の理事会において、令和8年度からの募集要項を下記のとおり決定した。

- 1 高柳記念賞は、研究業績が顕著であり、電子科学に関する研究において本賞主旨に適合するものの中から、1件を選定して贈呈する。
高柳記念賞は賞状及び賞金とし、賞金は200万円とする。
- 2 高柳研究奨励賞は、電子科学に関連する学問、技術の奨励のため、有為と認められた新進の科学者又は技術者に対し4名以内を選定して贈呈する。
高柳研究奨励賞は、賞状及び賞金とし、賞金は1人50万円とする。
- 3 高柳賞の賞金は、基本財産の運用益を充当する。
- 4 高柳賞受賞者は、翌年度開催する浜松高柳フォーラムにおいて講演する。
- 5 高柳賞受賞者（高柳記念賞受賞者を除く。）は、受賞後の研究成果等の報告書を翌年度末までに公益財団法人浜松電子工学奨励会に提出する。

以上